

平成 2 9 年 1 1 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 11 月 27 日 (月曜日)

平成29年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年11月27日(月曜日) 午前9時00分～午前10時45分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願いに係る証明について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 11 名です。12 番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10 番の徳留委員と 11 番の後藤委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 9 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めま
す。

9 番： はい。9 番、松山です。

議長： 松山委員、どうぞ。

9 番： 現地の状況は、〇〇から〇〇方面へ 100m ほど行った左側にあります。11 月 20 日に
現地調査をしたわけですが、すでにバレイショが植えてありました。調査の意見としま
して、譲受人は奥さんと譲渡人は親類関係にあり、〇〇さんは〇〇市に住んでおられる
ことから、〇〇さんが耕作されておりました。今後も水稻を中心に農地としてしっか
りと耕作されると思われまますので、よろしくご審議お願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思ひます。

2 番： はい。

議長： 2 番、富田委員。

2 番： ここは、構造改善地区ですか。

9 番： そうです。

2 番： 地区によって違うとは思いますが、有償の 10 a 当り〇〇円が少し安いような気がします。本人同士がそれで納得されていれば問題はないと思いますが、どうでしょうか。

9 番： 先月、同じ地区で 3 条申請が出されましたが、それからすれば安いと思いますが、親類ということもあり、申請地の隣は譲受人の農地で、畔を除去して何年も前から耕作されており、譲渡人も作らないということから、今回の売買となったようです。

2 番： はい、分かりました。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 9 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 9 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 6 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 担当員は横原委員でしたが、本日、欠席となっております。現地調査の意見書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。現地の状況でございますが、〇〇の〇〇番は〇〇から南へ車で 5 分ぐらいのところであり、1 年程前まで有畜農家が牧草地として耕作していましたが、雑草が繁茂し牧草地に不向きということから、現在は耕作放棄地となり一部、竹林化したところもありました。調査の意見としまして、譲渡人は現在、〇〇市に住んでおり、今後、耕作する意思もなく、このままでは竹林化し荒廃

農地となる恐れがあります。申請人はここに小型風量発電（6基）を設置する計画であり、周辺農地への風力、太陽光発電の拡散も懸念されるものの、土地の有効利用という観点から、許可してもよいのではと思われます。以上、横原委員より意見書が届いておりますので、代読させていただきました。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： この民間が設置します小型風力発電施設ですが、県内でも事例がないと思われ、先般、県庁において事案説明と指導を受けてきたわけですが、県内でも初めてではないかということをおっしゃっております。特に問題視されるところでございますが、農地区分でございます。先ほど、局長の説明では第2種農地と説明されたと思えますが、本日お配りした資料の6ページでございますが、航空写真で着色されている部分がありますが、事務局としてはこの着色部分が一帯と考え、第1種農地ではないと判断し県に説明に行ったところ、一部、防風林や保安林に囲まれているため、その部分については農地として取り扱いが出来ないと、今回、申請する農地を含む部分のみを一団の農地として考えてくださいという話しになりました。防風林ですが、明らかにこれは農地に必要ですよ、という理由づけができれば農地として認めてもいいが、そのような明確な回答がないものについては、防風林、防風垣、保安林などは農地としては見ることはできない。という回答を頂いたところであります。その結果、先ほど局長が申し上げました第2種農地という扱いになったところであります。次に、面積の妥当性ですが、1613㎡に対し6基分24㎡の建築物であります。その面積で妥当なのかの判断は、各種資料を求めて判断するようにとのことです。関係機関にも問い合わせさせていただいておりますが、明確な回答を現在、頂いておりません。それを踏まえ、申請者に面積の妥当性を説明できる資料の提出を求め、その回答を頂いたのが、別冊資料です。当初、並立で設置する計画となっておりましたが、それでは、農地法としてはどうですかという話しをさせていただきました。そして、残地を花畑にするという計画であれば、花畑は農地ですよ。ということをお申請者に伝えたところであります。その後の計画が資料のとおりです。通常、メンテナンスをする場合は支柱を倒してメンテナンスを実施します。という計画になったところであります。この図面が、倒している状況となっているところであります。余地ですが、2mほど空けてフェンスを建てる計画ですが、これについては、支柱が強風等で倒れた場合に民家・民地への影響を考慮してその部分は控えさせていただく。という回答を頂いております。ただ、この風力発電施設が可倒式なのか直立式なのかはカタログを見る限り不明ですので、それが分かる資料を提出していただくよう、依頼しておりますが、今日現在、未回答となっております。次に代替地の検討でございますが、これについては、必ず添付させていただきますので、代替地をこのように検討したというものを添付していただいております。本日、審議いただきますが、横原委員の意見書にもありましたように再生可能エネルギー施設については、相当広がっていく可能性があります。それを踏まえまして、農山漁村再生可能エネルギー法の概要ですが、これがあるということで業者が来ているところでございますが、これについては、あくまで町が再生可能エネルギーはどこに設置できますよ、という計画を立てた上での再生可能エ

エネルギーの計画となっていくしますので、今は本町にとっては規制がないため、設置したいところに設置できる状態です。農業委員会としても要件が整っていれば拒否することはできないところです。なので、農山漁村再生可能エネルギー法に基づきますマスタープラン、基本計画を策定していただかない限りは、毎年、何件、何十件かの申請が提出されるものだと考えられます。

議長： 詳しい説明があったわけですが、現地調査で立ち会われた委員、推進委員の皆さんからもご意見は等ありませんか。

9 番： はい。

議長： 松山委員。

9 番： 私は立会いではなかったのですが、風力発電が私たちの集落の山に立ったことがありました。農地とは関係ないかもしれませんが、もし、ここに建てられた場合、人家からはどれくらい離れているのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： 本日お配りしております資料の7ページでございますが、今のご質問の住宅地までの距離を示すものです。申請地の真ん中付近から一番近い人家まで約71mでした。最短で人家まで約27mです。

9 番： 現在、立っているものからすると風力発電の大きさはこちらの方が小さいと思いますが、私どもの集落では1年近くテレビが見れなかったことがありました。町や業者に言ってもなんとか見れるようにはなりましたが、そのような問題もありますので、人家への説明もした方が良いでしょうと思います。

事務局： よろしいでしょうか。

議長： はい。

事務局： 議案書の13ページをお開きください。被害防除に関する誓約書となっておりますが、これについて県と協議をさせていただいたわけですが、ご存じのとおり、この誓約書については、農地に対する誓約書で、人家・人体に関する誓約書ではないと、いうことでございます。先ほどの松山委員のご質問の人体・人家への被害については、あくまでも業者の努力であり、農業委員会ではそこは審議の必要ない、とのことでした。

9 番： そうですが、周りは農業委員会が認めたからという苦情が出てくることもあるのではないですか。

事務局： それはそうです。ですから、農地の有効利用も含めての審議をお願いするところです。付帯としてその条件を付けるのか、条件を付けても業者が守る守らないは別問題ですから。現地調査の際にも、近隣住民への説明にはお伺いしますという回答は頂いております。守りますとか被害を最小限にしますという回答ではありません。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員、どうぞ。

8 番： お聞きしますが、1613 m²のうちに24 m²だけを分筆するということですか。

事務局： 分筆はしません。

8 番： 分筆はしないということは、基礎部分の2m×2mが建築物ということは、その他の部分は畑にするということか。

事務局： いいえ。残地については花畑にするとかメンテナンスに必要な面積と回答を貰ってます。花畑の話が先に進めば、それは農地ですよ。という話しをさせていただいております。

8 番： であれば、買い上げは〇〇円で全てを買い上げるということですね。

事務局： そうです。

8 番： 私が聞いた話しでは、人家から150mぐらい離さなければ、音の影響が出るということを知っていますが、そのような部分は説明されなかったのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 議案書21ページをお開きください。ポイント3というところですが、近隣に住宅などがなく、騒音問題にならないこと。という記載があったもですから、県に確認したところでしたが、先ほどもご回答したとおり、農業委員会は農地の審議であるから、人家は企業努力です。と。

8 番： ここに150mと記載されていれば、やはり音は。

事務局： しないとは言えないです。ただ、エアコンの室外機より少し大きいぐらいとは聞いておりますが、実際のところは我々も聞いておりませんので、どのような音がするかは回答できないところです。

8 番： ここに150mと記載されていれば、何らかの苦情は出てきそうですよね。

事務局： どのように業者が説明するかによりますが。

8 番： 人家が近ければ、結局、農業委員会が許可をしたからだということになるのでは。

事務局： 仮定の話しですが、ここを中心にこのような施設が広がっていけば、それなりの音が出てくると思います。

議 長： 今、それぞれ意見が出ているようですが、我々の立場としては農地としての審議であ

るわけですが、住民が近隣に居られるということを考えれば、許可するにしてもその辺りの条件付きというようなこと、このような意見がでたということを書いておかないと、それに対する対応をしていただくということを書いておかないと、我々の立場もあるのでは思います。

1 番： よろしいですか。

議 長： 1 番、吉永委員。

1 番： 先ほど横原委員の意見にもありましたように、一番心配するのは許可はやむを得ないと思いますが、この〇〇で、10a 当り〇〇円という土地があるのかないのか。実際、ここが〇〇円で売れたとなれば、どんどん売っていくと思いますが、そこをどこでくい止めるかが、我々の仕事ではないかと思えます。売ろうがどうしようが農業委員がということができないと考えますが、このように農地が減っていくことを考えるのが農業委員会の仕事と考えますが。どうですかね。10a 当り〇〇円ぐらいですか。

推進委員： 10a 当たり〇〇円とか、〇〇円はないですね。

1 番： 〇〇円となれば、どんどん波及する。この申請地の上にも荒地があります。ましてや、この周りは昔、お茶が植えられていたが、今はお茶の値段が悪いということで抜根が進んでいます。ですから、そこ辺りも話しが進むと思えます。だから、この辺は風車の土地になってしまうのかなど、懸念しているところです。売る側にしたら、高くで売れた方が農家のためにはいいと思えますよ。ただ、我々としては農地を守らなければならぬわけですから。

議 長： 現場を見れば風力発電に向いたような場所でもあったようですね。今、吉永委員が言われますように、遊休農地化が進んでおりますし、航空写真を見れば左側も右側もきれいに管理されておりますが、現状はカヤ畑です。それを見ますとそちらに走りかねないと感じました。ただ、守っていても維持できるのか、今後、森林化や原野化していくところでもありますし。

8 番： やはり、守るべき農地を明確にして、線引きを行うとかが必要と思われるが。私としては再生可能エネルギーについてはどちらかという賛成の方ですが、農地だからダメということではなく、何もせずに木が生えたり竹が生えたりしてほったらかしているよりも、このような施設として活用した方が良いのではという気もします。

事務局： よろしいですか。

議 長： どうぞ。

事務局： 今、田淵委員が申されたとおりですが、本町としてこのエリアには再生可能エネルギーの設置は可能ですよ。という基本計画を策定しなければいけないところだと思います。農業委員会として、ここは守るべき農地です。ここは難しい、という考えを持ったうえでの基本計画となっていくと思えます。その基本計画がない限りは、縛られるものがないため、申請したいところに申請する、要件が整っていれば許可を出さざるを得ないという状況です。

議長：　ということは、我々農業委員会がそのような基本計画を策定していただくように、建議として行政に上げていくしかないと思います。農業委員会としては、この農地を守っていきたくて方向性を明確にしない以上は、申請が出されれば審議せざるを得ないと、ここは指定区域なので設置は可能ですよ、というような区域を策定しないことには、今のような状況になってしまうのではと思います。後、〇〇については、等高線上に開発された所が多いわけですが、その中で、〇〇の水田でも基盤整備が完了してから50年以上経過しておりますが、その等高線上に開発されたところも、再開発をしない以上、考えていかなければならないと考えます。いくら公共投資がなされていても、地元で残すべき農地なのかどうかというのを検討していただかなければならないと思います。

2 番：　よろしいですか。

議長：　はい。2番、富田委員。

2 番：　今のところ、これを却下する理由がないところですよ。再生利用困難な荒廃農地等であれば転用ができると記載されておりますので、会長が言われるように守るべき農地という線引きをしておかなければ、これを許可したら、どんどん広がっていくと考えられます。ですから、守るべき農地と設置可能な区域というものを農業委員会としても線引きをするような方向でいかないと、私の近くでもそのような話しが来ております。それを聞かれましたら、私としては、どうですとは言えません。というしかないところです。即答は出来ないところです。

8 番：　はい。

議長：　はい。田淵委員。

8 番：　その基本計画は、農業委員会で策定するのか。町でするのであれば、経済課ですか。

事務局：　恐らく、企画課なりだと思います。

事務局：　農業委員会には意見を求められることはありますが。

2 番：　そのようなものを作らなければ、現実的に困りますよね。

8 番：　作らなければならないということは、分かっているのですか。

事務局：　策定の件は分かっています。分かっていますが、あまりにも広すぎて策定することができないところだと思います。整理がつかないところだと思います。

5 番：　〇〇辺りは、何年も耕作されずに、そのままの農地もたくさんあるが。

事務局：　ですから、そのような農地には設置しても可能です。という計画を策定しておかなければならないということです。そこから次に次にと広がっていつてしまう。ということになります。もう一度、ご説明させていただきたいのですが、別冊資料の6ページです。1種農地なのか2種農地なのかで説明した資料ですが、着色された部分は22haほどありましたので、一団の1種農地ではないかと判断したところです。ただ、1番と2番

の間に地目が山林となっております。これは茶畑を守るための防風垣ではないかと説明したところですが、防風垣は農地ではないですよと、確実に農地だと判断できるものがない限りそれは認められません、となったところです。2番と3番の間についても防風垣とは見れない。1番2番の上にあります7番9番ですが、道路では分断をしないのですが、その間に若干の山林があります。これも防風林としては見れません。ということで、7番9番の間にも山林が存在しますが、これも防風林とは見ません。ということで、分断をされていった結果、申請地を含む2番の36687㎡が1団の農地となるということです。

事務局： で、2種農地になると。7番、9番は1種農地。

事務局： それぞれ分断されるということで、2種農地扱いになります。

事務局： であれば、ここは全て2種農地の扱いになるのか。

事務局： そうです。ここは全て2種農地となります。ですから、防風垣が農地に必要ですということが証明できない限り、防風垣は1団の農地としては見ません。ということになり、分断要因となります。

事務局： 農業委員会としては、1種農地、2種農地で判断をするしかないわけですね。

事務局： 1種農地は10ha以上の集団的農地が1種農地ですから、10ha未満であれば2種農地になるわけです。この写真でいくと全て2種農地にならざるを得ないということです。

8番： 2種農地であれば、再生可能エネルギーの設置は可能になるということ。

事務局： 2種農地であれば、要件が整っていれば問題はないということです。

議長： 吉田推進委員、この辺りは残すべき農地と思われませんか。

推進委員： 荒廃しているところもかなりあると思いますが、7番とかは耕作されており、茶工場とか鶏舎、畜舎などがあります。現在、太陽光発電を設置されているところもあります。荒廃しているところもありますが、まだ十分農地として活用は可能だと思います。

議長： 今後、再開発の計画はないとは思いますが、今の規模で再開発ができるような場所であれば、残すべき農地だと思いますけど。自然条件、地理的条件もあるから防風林として残したところもあるでしょうし、作物への被害対策として残していると考えますが。

8番： はい。

議長： 田淵委員、どうぞ。

8番： この赤で囲ったところですが、業者はこの区域を視野に入れてのことですか。

事務局： それは違うと思いますが。恐らく。

2番： 農地パトロールの時の判定はどうだったのですか。

推進委員： ここは、再生可能だったと思います。

2 番： ということは、2号遊休農地だったということですね。難しいですね。再生しようとするれば、出来る農地ということですね。

事務局： テレビ関係はどうですか。電波が悪くてテレビが映らなかったのですか。音ではなくてですか。

9 番： 音ではなく、風車が回る度に電波を切ったようです。最終的には業者が来られて、補償的なことになりました。〇〇と〇〇に大きな受信機を取り付けて受信が可能となったところですよ。

議長： 様々な意見も出されましたが、それぞれの意見を考慮していただいて、採決の方向でよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

事務局： 1点ですが、支柱ですが可倒式なのか確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長： 暫時、休憩とします。

(休憩)

議長： 休憩前に引き続き、審議を再開しますが、先ほどの5条申請の回答待ちということで、すので一旦、保留しまして、次の審議に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長： 次に、議案第11号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 26ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第11号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。私の担当区域ですので、ご報告いたします。11月20日、北之口委員、溝田委員、松山委員、事務局で現地を調査しました。〇〇線の間辺りになりますが、道路より50mほど北側に入ったところにありました。非農地に至った経緯に基づきまして、当人も病気により20数年前に倒れ農業は出来ないと、そして、現地は杉林で周辺も杉林となっており、日影地であります。今回の非農地については問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

議長： ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

議 長： よろしいですか。ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 11 号 受付番号 1 番については、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 11 号 受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 30 ページの議案第 12 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 12 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 12 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 12 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： それでは、戻っていただいて、事務局よろしいですか。

事務局： はい。先ほどの 5 条申請の件です。代理人と連絡を取っており、20 分程度、回答を待っていましたが、現在のところいただいておりません。ただ、田淵委員からございました、150m 以上推奨については、メーカー側から 40m 範囲であれば問題はないと判断されていると、これについては、回答を頂きました。可倒式かどうかについて、未回答となっております。合わせて、申請書の差し替えや未提出の資料がありますので、一旦保留にするか取り下げるか判断して、新たに来月の審議ではどうですかと話しをさせていただきました。メーカー側としては、今月、審議をしていただきたいとのことですが、資料が整っていない以上、審議が続けられない状況でもあります。代理人からは、早急に資料を提出しますとは回答を得ております。

議 長： 今、報告があったとおりの回答がないということと、書類の提出に不備があるということも含めまして、皆様方、ご意見はございませんか。

議 長： 採決に対しての条件が整っていないとのことですが。

8 番： 保留すれば、臨時会ということになるか。

事務局： そうなると思います。この件に関しては、県の審議委員会の対象となると思われ、資料の提出が今月末日までとなっております。

事務局： 何の差替えが必要となっているのか。

事務局： 本日お配りした資料の内容が、申請書に反映されていないことと、可倒式ということがメンテナンス計画に記載されておりますが、メーカーのメンテナンス計画によれば下げてという表記となっております。下げるのは下げるのですが、倒すとは記載されていないということ、質問しております。下げるのであれば、これだけの面積は必要なく、倒すからこれだけの面積が必要という計画となっております。そこで、面積が違ってきます。

議 長： 今日の審議に間に合わないということですから、一旦、保留。

2 番： 保留すれば、もう一度、審議をしなければならいでしょ。

事務局： 臨時でということですね。

事務局： 臨時にということになれば、審議委員会に諮らなければならないと思いますから、代理人の方には取下げを検討して下さい。と伝えてありますが、代理人としては取り下げを拒んでおります。申請人は、どうしても今月の審議でお願いしたいと言われているようです。

議 長： こちらから条件付きで許可するということは、できないのか。

事務局： 事務局の方で、内容が確認できたということであれば問題はないと思いますが、それが違ったものになってきたときが、取り下げをしていただくしかないと考えます。

8 番： 可倒式だろうが、大勢にはあまり関係ないのでは。

事務局： ここに可倒式と記載されておりますので、可倒式でなければ計画面積が 24 m²しか必要ないのに、可倒式だから 1613 m²必要ですと、だったら倒す根拠資料を提出してください、ということです。会長が言われる、条件付きというものが、必要資料が揃い、申請書の訂正がされて、はじめて許可ですよ、ということだと思っております。

事務局： 第 1 種、第 2 種については、問題ないので、面積の要件ですよ。

事務局： 県に伺ったときにも、そこが一番問題になる場所、とのことでしたので、農業委員会として有効利用できるのかどうかを審議して下さい、ということです。必要面積だけを転用すれば良いとなってしまいます。

2 番： 倒すから 1600 m²ということになっているから、それに関する資料がないということ
は不備ですよ。

事務局： また、計画が変わってくる可能性があると考えられます。

2 番： これは、書類を整えてもらい、来月に審議しなければならないのでは。

事務局： もしくは、会長が言われるように保留ではなく、条件付きでということになります。

議 長： この委員会の条件付きで、採決で許可するけれども、書類の提出がない以上は不許可
にすると。

議 長： どのような判断をしましょう。条件が2つあります。住民への影響が出た場合の対応
と要件ですね。

議 長： 条件をクリアできそうですか。

事務局： 人家への影響等部分については、意見書に記載し口頭でも伝えればいいことですが、
不足している資料や修正については、よろしければ局長と最終的に確認させていただき、
クリアですね、という回答は可能かと思います。

事務局： 要は有効利用だけですからね。

事務局： 2種農地ですから、止める手立ては何もありませんから。局長が言われるように、有
効利用、面積の妥当性だけです。

議 長： というような説明ですが、よろしいですか。

議 長： よろしいですか。それでは採決してもよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

議 長： それでは、条件付きということで採決いたします。議案第10号 受付番号1番につ
いて、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第10号 受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送
付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、農業委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願い
します。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

③地域農業の在り方（人・農地プラン）検討会について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員